

豊橋市三人乗り自転車貸出事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民に対し未就学児二人を同乗させる場合の安全性に配慮した自転車（以下「三人乗り自転車」という。）の貸出しを行い、その安全性を体験することにより三人乗り自転車の普及を促進し、もって保育園及び幼稚園等への送迎手段の確保と送迎時の交通安全の意識の高揚を図るなど、子育て支援の充実に資することを目的とする。

(貸出対象者)

第2条 三人乗り自転車の貸出対象者は、市長の定める貸出開始日において次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、居住している者
- (2) 満1歳以上4歳未満及び満2歳以上であって小学校就学の始期に達するまでの幼児（別表で定める要件を満たす者に限る。）を二人以上養育している者
- (3) 年齢が満16歳以上である者
- (4) 三人乗り自転車の保管場所を確保でき、安全かつ適正に維持管理できる者
- (5) 市長の定める貸出開始月から、利用を希望する者
- (6) 令和3年度に貸出申込をした者

(貸出期間等)

第3条 貸出期間は、貸出決定の通知日から1年以内で市長の定める期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、貸出期間中に第2条各号のいずれかに該当しなくなった場合の貸出期間は、該当しなくなった事由が発生する前日までとする。
- 3 前条に規定する要件を満たさなくなった場合は、速やかに市に返却するものとする。

(貸出台数)

第4条 貸出しする三人乗り自転車の台数は、1世帯につき1台までとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(申込手続)

第5条 三人乗り自転車の貸出しを受けようとする者は、三人乗り自転車貸出申込書（様式第1）により、市長へ申し込まなければならない。

- 2 前項の申込みに当たり、申込手続等を申込者から受任した者（以下「受任者」という。）が手続を行う場合は、受任者及び申込者の確認書類を提出しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による申込みがあった場合は、その内容について審査及び確認を行い、適当と認めたときは、三人乗り自転車の貸出決定を行うものとする。この場合において、申込書を提出した者の数が三人乗り自転車を貸出しすることができる者の総数を超えるときは、公開による抽選により貸出しの可否を決定するものとする。
- 4 市長は、前項の規定により貸出しの可否を決定したときは、速やかにその決定内容を三

人乗り自転車貸出承認・不承認通知書（様式第2）（以下「通知書」という。）により申込者に通知するものとする。

（貸出方法及び負担）

第6条 三人乗り自転車の貸出しは、貸出決定を受けた者（以下「使用者」という。）又は受任者に市の指定する場所で受渡すものとする。

2 三人乗り自転車の貸出料金（以下「貸出料金」という。）は、次に掲げる月額料金に貸出月数を乗じて得た額とする。ただし、三人乗り自転車の貸出決定の通知日の属する月は、貸出月数に含まない。

（1）電動アシスト付きタイプ 月額 1,000 円

3 前項ただし書の規定は、貸出決定の通知日の属する月の翌月以降も貸出しを受ける場合に限り適用する。

4 貸出料金は、月単位（1 か月未満の日数が発生した場合は、その端数を切り上げ1 か月とみなす。）で計算し、日割計算は行わない。

5 三人乗り自転車の貸出期間内での通常の使用による磨耗を除き、自転車のフレーム、ハンドル、スポーク、リム、ライト、チャイルドシート等の変形及び破損、パンクの修理等に要する費用は、使用者の故意又は過失を問わず、使用者の負担とする。通常の使用による磨耗とは、タイヤ、チューブ、ブレーキ用ゴム及びパッド等の磨耗とする。

（貸出料金の納付）

第7条 貸出料金は、三人乗り自転車を受渡すまでに市の指定する場所で、すべて支払うものとする。

（貸出決定後の使用開始前における使用の辞退）

第7条の2 使用者は、三人乗り自転車の貸出しを受ける前に使用を辞退する場合は、三人乗り自転車使用辞退届出書（様式3の2）を市長に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、市長から交付を受けた、第5条第4項に規定する通知書を添付するものとする。

（返却方法及び貸出料金の精算）

第8条 三人乗り自転車の返却は、使用者又は受任者が市の指定する場所へ直接返却するものとする。なお、返却する際、三人乗り自転車は、次の使用者の支障にならないよう、通常の使用による磨耗を除き、受渡しを受けたときに確認した状態で返却するものとする。

2 貸出期間内において三人乗り自転車の使用を中止し、市に返却する場合は、毎月末日（末日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の場合は、その前日）までに三人乗り自転車使用中止届出書兼貸出料金還付請求書（様式第3）を市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前項の規定により届出を受理した場合は、受理した月までを貸出期間とし、通知書の決定期間と比較し、その月数の差に第6条第2項に定める月額料金を乗じて得た額を、速やかに使用者に還付するものとする。その場合、市長と協議した期日までに三人乗り自転車を市に返却するものとする。
- 4 使用者への自転車の受渡しがないときは、前項の規定にかかわらず、納付済みの貸出料金の全額を返還するものとする。
- 5 使用者が市へ返却した日が、貸出期間または市長と協議した期日を越えた場合は、貸出期間と返却した日の属する月までの期間を比較し、その月数の差に第6条第2項に定める月額料金を乗じて得た額を使用者は支払うものとする。
- 6 第3項の還付に当たり、第6条の規定による返却の際の修理等に要する費用等その他受領すべきものがあるときは、これと相殺することができるものとする。

(事故の措置等)

第9条 使用者は、貸出期間内に、当該三人乗り自転車に係る事故が発生したときは、事故の大小にかかわらず警察署に届ける等法令上の処置をとるとともに、次に定めるところにより処理するものとする。

- (1) 直ちに事故の状況を市に報告し、市の指示に従うこと。
 - (2) 当該事故に関し、市が必要とする書類又は証拠となるものを遅滞なく提出すること。
 - (3) 当該事故による市が貸出している三人乗り自転車の修理については、市の指示に従うこと。
- 2 前項に規定するもののほか、使用者は、自らの責任において事故の解決に努めること。

(保険適用時の使用者の負担)

第10条 貸出しする三人乗り自転車に付く傷害保険又は損害賠償保険が適用される場合において、当該保険の補償限度額を超える損害については、使用者の負担とする。

(盗難の措置等)

第11条 貸出しする三人乗り自転車の盗難が発生したとき、その他被害を受けたときは、次に定めるところにより処理するものとする。

- (1) 直ちに警察署に通報し、盗難届受理証明書等を交付してもらうこと。
 - (2) 直ちに被害状況を市に報告し、市の指示に従うこと。
 - (3) 盗難その他の被害に関し、市が必要とする書類又は証拠となるものを遅滞なく市に提出すること。
- 2 貸出しする三人乗り自転車に付く盗難保険が適用される場合において、使用者は盗難保険約款に定めのある負担金を支払うものとする。また、盗難保険の適用期日の過ぎた自転車においても盗難保険が適用される場合と同額の負担金を支払うものとする。ただし、施錠しない自転車が使用者による管理責任の発生期間中に盗難にあった場合は、使用者がその損害のすべてを賠償する責任を負うものとする。

(鍵の紛失)

第 12 条 貸出した三人乗り自転車の鍵を紛失・破損した場合は、使用者は直ちに市へ連絡し、交換料を負担するものとする。なお、鍵を紛失した時点で、盗難保険は適用されない。

(遵守事項)

第 13 条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 善良な管理者の注意をもって、三人乗り自転車を安全かつ適正に使用し、又は維持管理すること。
- (2) 三人乗り自転車を通常の使用以外の目的に使用しないこと。
- (3) 三人乗り自転車を故意に損傷し、汚損し、改造し、又は形状を変えないこと。
- (4) 三人乗り自転車を他に譲渡し、転貸し、又は担保に供しないこと。
- (5) 三人乗り自転車の使用者は、市が指定する安全講習会を必ず受講すること。
- (6) 三人乗り自転車を運転する場合、同乗する幼児に必ずヘルメットを着用させるとともに、使用者においてもヘルメットの着用や、安全確保に努めること。

(貸出しの取消し)

第 14 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、貸出しの決定を取り消し、三人乗り自転車貸出決定取消し通知書（様式第 4）により使用者に通知するとともに、貸出した三人乗り自転車を返却させ、また、貸出さないことができる。

- (1) 使用者が前条各号に掲げる遵守事項に違反したとき。
- (2) 市が指定する期限までに貸出料金を支払わないとき。
- (3) 市が指定する期日までに自転車の受渡しがないとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により貸出承認を受けたことが判明したとき。
- (5) 法令又はこの要綱に違反する行為があったとき。
- (6) 公益上又は管理上特に必要があると認めたとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市の指示に従わないとき。

(免責)

第 15 条 使用者が、自己の責めに帰すべき事由によって損害を被り、又は他人若しくは他人の財物に損害を与えた場合は、市は責任を負わないものとする。

- 2 使用者は、天災その他の不可抗力により、市が三人乗り自転車の受渡しをすることができなくなった場合には、これにより生ずる損害について市の責任を問わないものとする。ただし、市はこの場合、直ちに利用者に連絡するものとする。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、三人乗り自転車の貸出しに関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成２２年 ２月 ２２日決裁）
この要綱は、平成２２年 ３月 １日から施行する。

附 則（平成２２年 ８月 ２６日決裁）
この要綱は、平成２２年 ９月 １日から施行する。

附 則（平成２３年 ３月 ９日決裁）
この要綱は、平成２３年 ３月 １５日から施行する。

附 則（平成２４年 ３月 １２日決裁）
この要綱は、平成２４年 ３月 １５日から施行する。

附 則（平成２５年 ３月 １日決裁）
この要綱は、平成２５年 ３月 １５日から施行する。

附 則（平成２６年 ２月 ２６日決裁）
この要綱は、平成２６年 ３月 １７日から施行する。

附 則（平成２９年 ３月 ８日決裁）
この要綱は、平成２９年 ３月 １５日から施行する。

附 則（令和２年１０月３０日決裁）
１ この要綱は、令和２年１１月１日から施行する。

２ この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）において、貸出決定を受けている者であって、貸出期間の末日の翌日以降に、改正後の第２条各号の要件に該当することとなる者が、同日以降、引き続き貸出しを受けようとする場合は、市長は、貸出期間末日の翌日から令和３年３月３１日までの期間に限り、貸出期間を延長することができる。

３ 前項の規定による貸出期間の延長の手続き等は、第５条各項及び第８条第５項の規定を準用する。

附 則（令和２年１２月２５日決裁）
１ この要綱は、令和３年１月１日から施行する。

２ この要綱の施行の際、改正前の豊橋市三人乗り自転車貸出事業実施要綱の規定により作成されている様式第１（第５条関係）及び様式第３（第８条関係）は、改正後の豊橋市三人乗り自転車貸出事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則（令和４年４月１日決裁）
この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

別表（第２条関係）

区分	要件	
満１歳以上４歳未満	身長 100 cm以下	体重 15 kg以下
満２歳以上で小学校就学の始期に達するまで	身長 115 cm以下	体重 22 kg以下